

(1996年1月1日)  
(2001年4月1日改正)  
(2002年7月7日改正)  
(2021年7月10日改正)

## 日本サミュエル・ベケット研究会会則

- 第1条** 本会は日本サミュエル・ベケット研究会（The Samuel Beckett Research Circle of Japan）と称する。
- 第2条** 本会はサミュエル・ベケットに関する研究を促進することを目的とする。
- 第3条** 本会は第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。
1. 研究会の開催
  2. 研究成果の出版
  3. 書誌の作成
  4. その他必要と認められる事業
- 第4条** 本会の会員は第2条の趣旨に賛成し、年会費3000円（院生・学生会員2000円）を納入する。なお、3年間会費を未納の場合は自動的に会員資格を失う。
- 第5条** 本会には次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
1. 幹事若干名：総会で選出し、その任免は総会の承認を要する。
  2. 代表幹事1名：幹事の互選により定める。
  3. 会計1名：幹事の互選により定める。
- 第6条** 本会は幹事のうち1名が事務局を担当する。（事務局の任期は第5条の役員の任期に準じる。）
- 第7条** 本会は年1回総会を開く。
- 第8条** 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 付則1** 1996年1月1日より、事務局を明治大学理工学部総合文化教室、井上研究室に置く。
- 付則2** 第5条の役員選出時期は任期満了前の冬季研究会とし、新年度4月より新体制で研究会の運営にあたることにする。
- 付則3** 第5条第1項の総会での幹事選出方法は、会員の互選によるものとする。
- 付則4** 2003年4月1日より、事務局を東京大学大学院総合文化研究科、田尻研究室に置く。
- 付則5** 2007年4月1日より、事務局を筑波大学大学院人文社会学研究科、対馬美千子研究室に置く。

- 付則6 2011年4月1日より、事務局を広島大学大学院文学研究科、川島健研究室に置く。
- 付則7 2014年4月1日より、事務局を同志社大学文学部、川島健研究室に置く。
- 付則8 2014年12月1日より、事務局を筑波大学大学院人文社会学研究科、対馬美千子研究室に置く。
- 付則9 2015年4月1日より、事務局を名古屋芸術大学芸術学部、西村和泉研究室に置く。
- 付則10 2019年4月1日より、事務局担当者を石川太郎氏とする。

